

## いばらき量子線利活用協議会設置要項

### (設置)

第1条 大強度陽子加速器施設（J-PARC）内に設置した県中性子ビームラインを始めとした量子線の利活用を促進することにより、県内企業の新産業・新技術の創出を図るため、いばらき量子線利活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 県中性子ビームラインの活用に係る県内中小企業への普及・啓発活動に関すること。
- (2) 県中性子ビームラインを活用した産業利用の推進に関すること。
- (3) J-PARC関連機器等の製作支援に関すること。
- (4) その他量子線を利活用し、産業を振興するために必要なこと。

### (組織等)

第3条 協議会は、県中性子ビームラインの活用、又はJ-PARC等の関連機器開発・製作及び量子線等を活用した事業・製品開発等に関心を有する県内企業、研究機関等を会員とする。

ただし、特に必要があると認められた企業・機関についてはこの限りではない。

- 2 協議会に会長、副会長をおく。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 協議会は、個別にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、会員の一部又は全部で構成する。
- 3 ワーキンググループには、座長、副座長をワーキンググループ員の互選により定める。
- 4 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループを総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループの会議)

第6条 ワーキンググループは座長が必要に応じ招集し、主宰する。

2 座長は、必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議のうえ、別に定める。

付 則

この要項は、平成20年7月 9日から施行する。

付 則

この要項は、平成28年7月13日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年6月19日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年7月20日から施行する。